

第2次国分寺市文化振興計画



平成29年3月
国分寺市

はじめに



国分寺市は、国分寺崖線や湧水群などの豊かな自然に恵まれ、国指定史跡武蔵国分寺跡をはじめとして、様々な時代の遺跡が残っている歴史のまちです。そして、いずみホールや公民館等を中心に市民の芸術文化活動や環境を守るボランティア活動なども活発に行われている市民が元気なまちでもあります。

本市では、平成16年3月に「国分寺市文化振興計画」を策定し、様々な文化振興施策を展開してまいりました。平成19年9月には「国分寺市文化振興条例」も制定しました。計画策定から10年以上が経過し、文化は、子どもや高齢者、障害者などへ社会参加の機会をひらく役割や教育、福祉、まちづくり、観光など社会への波及効果がより重要視されるようになりました。この観点から捉えると、文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、国分寺市の文化的な魅力を創造・発信し、それらを次世代へつないでいく人材の育成やしゅみなどを生み出すまたとない機会です。

本計画では、そのような社会状況も踏まえつつ、市民意識・実態調査等の分析を通じて本市の文化的魅力と課題を見出し、「文化に触れる」、「文化をはぐくむ」、「文化をつなぐ」、「文化を広める」という4つの中期的目標を掲げ施策を展開していきます。今後も市民や文化団体、大学、企業の皆様と手を取り合い、国分寺市ビジョンに掲げる「魅力あふれ ひとつつながる 文化都市国分寺」を目指して計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました国分寺市文化振興市民会議の皆様をはじめ、文化振興に関する市民意識・実態調査やワークショップにおいて貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様、市内関係団体の皆様に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

国分寺市長

井澤邦夫

目次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 国分寺市文化振興計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の背景..... | 1 |
| 2. 計画の目的..... | 2 |
| 3. 計画の位置付け..... | 2 |
| 4. 対象期間..... | 2 |
| 第2章 国分寺市の文化の現状 | 3 |
| 1. 歴史文化の現状..... | 3 |
| 2. 芸術文化の現状..... | 4 |
| 3. 環境文化の現状..... | 6 |
| 4. 社会文化の現状..... | 7 |
| 第3章 目標と施策体系 | 8 |
| 1. 長期的目標..... | 8 |
| 2. 中期的目標..... | 9 |
| 3. 施策体系：長期的目標との関連..... | 10 |
| 第4章 中期的目標と施策・事業 | 12 |
| 中期的目標A 文化に触れる..... | 12 |
| 中期的目標B 文化をはぐくむ..... | 18 |
| 中期的目標C 文化をつなぐ..... | 24 |
| 中期的目標D 文化を広める..... | 28 |
| 第5章 推進体制と評価方法 | 32 |
| 1. 推進体制..... | 32 |
| 2. 評価の考え方..... | 33 |
| 資料編 | 35 |
| 1. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会..... | 36 |
| 2. 国分寺市文化振興市民会議..... | 38 |
| 3. 協議経過等..... | 40 |
| 4. 意識・実態調査概要..... | 43 |
| 5. 関係法令等..... | 45 |

第 1 章 国分寺市文化振興計画の概要

1. 計画策定の背景

■国や東京都の動向

平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、それ以降、国では文化芸術の振興に関する基本的な方針が策定されてきました。また、平成24年には「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場やホール等を文化的基盤として整備・運営していく指針が示されました。

平成27年に示された文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)では、文化芸術立国中期プラン(平成26年)で示された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020オリンピック・パラリンピック」という。)を見据えた考え方が反映されています。また、文化庁においても文化プログラムの実施に向けた基本構想が示されており、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた政策動向が伺えます。

東京都においては平成27年に東京都文化ビジョンが策定され、東京都の文化芸術振興における基本方針が示されました。同方針は、前年26年に策定された東京都長期ビジョンの戦略性を反映し、成長の柱として芸術文化を位置付けていることが特徴的です。

文化財に関しては、平成27年に文化庁が文化財総合活用戦略プランを示し、全国自治体における文化財を活用した取組の公募が始まりました。従来の保存優先の支援に戦略的な活用への支援が加わったかたちとなっており、地域活性化を目指した動きと言えます。

■国分寺市の動向

国分寺市では、平成16年3月に国分寺市文化振興計画(以下「第1次計画」という。)を策定しました。同計画では、国分寺の文化を「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」の4つの側面から捉え、それぞれにおいて「望ましい文化都市像」を次のように示しています。

1. 歴史文化:子どもたちに歴史を継承するまち
2. 芸術文化:身近に芸術にふれあえるまち
3. 環境文化:崖線の自然を育む憩いのあるまち
4. 社会文化:あたたかいふれあいにあふれ、良識ある市民が暮らすまち

これらの文化都市像を実現するため、芸術や歴史に関わる施策のみならず、緑や環境、スポーツ、国際交流等、庁内横断的に幅広い施策を推進してきました。

その間、平成19年11月には国分寺市文化振興条例を施行しました。条例では、すべての市民が文化を創造し、享受することができることのほか、市民の自主性・創造性の尊重、そして国分寺の歴史資源・自然資源を活かしながら新しい文化を創造することが基本理念として示されています。

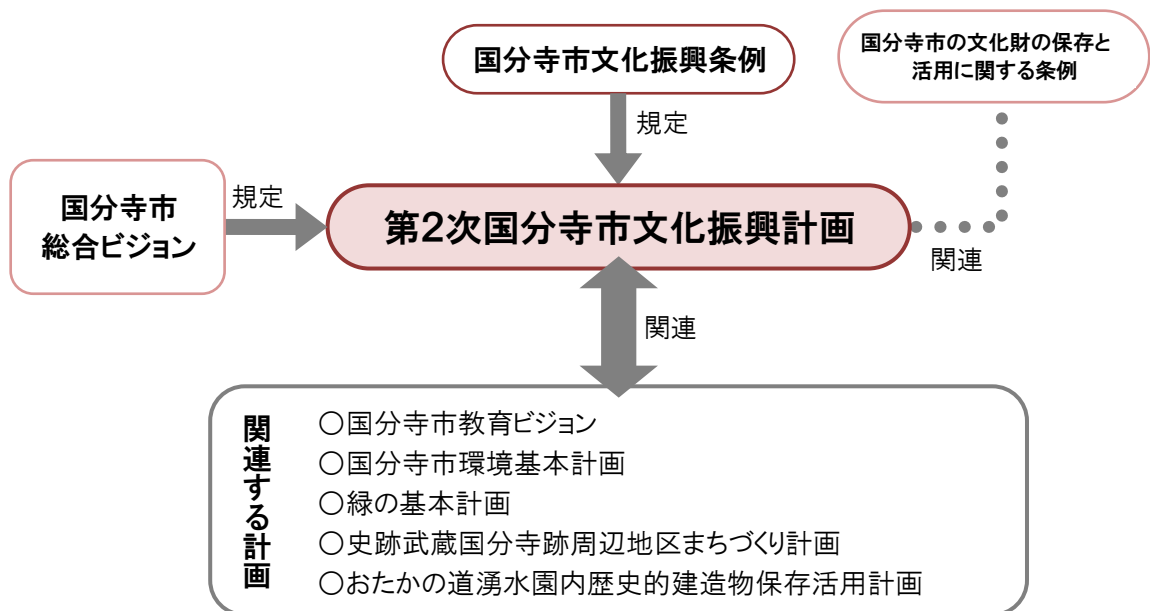
2. 計画の目的

国分寺市の文化振興は、国分寺市文化振興条例の基本理念に示されるように、市民が文化を享受するとともに、市民が文化を主体的に創造することを支援し、促進することを目指しています。そのためには市民が主役となり、市民と市が協働して、国分寺の新しい文化を創造するとともに、自然や史跡等の固有の文化を保存・継承することが必要です。

第2次国分寺市文化振興計画では、第1次計画の目標を踏襲しながら、市民と協働し、市民による主体的な文化振興を活性化することを目標とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、国分寺市文化振興条例に基づき、国分寺市の最上位計画となる国分寺市総合ビジョンの下に位置付けられる個別計画です。



4. 対象期間

本計画の対象期間は、国分寺市総合ビジョンの計画期間を踏まえ、平成29年度から平成36年度までの8年間としています。計画期間の中間年度となる平成32年度には中間評価を行い、計画や施策・事業の見直しを図る予定です。

| | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|---------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 第2次国分寺市文化振興計画 | → | | | | | | | |
| | | | | 中間見直し | | | | |
| 国分寺市総合ビジョン | → | | | | | | | |

第2章 国分寺市の文化の現状

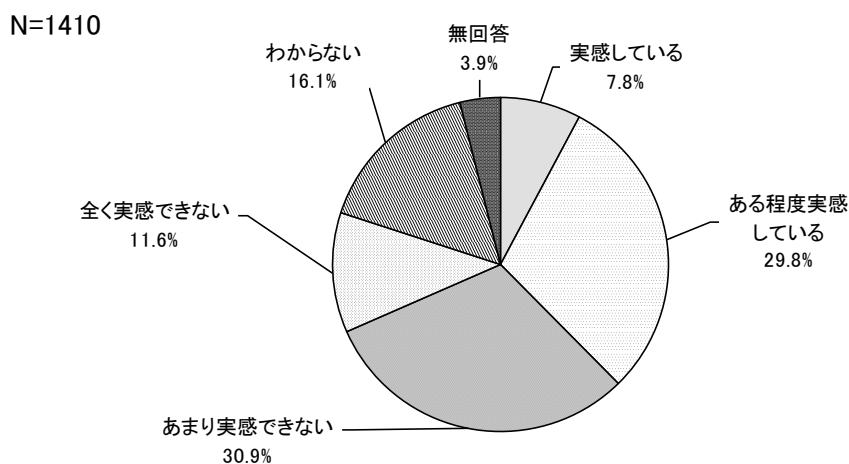
1. 歴史文化の現状

国分寺市内には、旧石器時代から近世に至る様々な時代の遺跡が残っています。そのなかでも国指定史跡である武蔵国分寺跡は代表的なもので、市では歴史公園として整備を推進中で、供用部分は市民の憩いの場となっています。また並行して、史跡地内の公有化事業を進め、平成元年以降は武蔵国分寺跡とその周辺地域の自然・歴史的環境等を次世代へと確実に継承するため、保存管理計画や周辺のまちづくり計画を策定し、保存と活用に長年取り組んできました。

第1次計画では、「文化財の保存及び活用」を施策の柱として掲げており、史跡保存や文化財の保護・展示・普及等の事業を順調に進めてきました。平成4年には「(仮称)郷土博物館構想」を策定しましたが、財政事情により実現に至っていない状況にあります。しかしながら、この構想の実現に向けて、本計画においても継続的に取り組んでいきます。

平成28年に実施した文化振興に関する市民意識・実態調査(以下「意識・実態調査」という。)では、「国史跡 武蔵国分寺跡 附 東山道武蔵路跡」の認知度が7割を上回っていました。一方、歴史文化に関わるまちの姿である「市民が市内の歴史文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち」を実感する市民は4割弱となっており、認知向上から共有の資産とっていただけるための取組が必要です。

「市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、
次の世代に引き継ぐまち」を実感する市民の割合



出典:文化振興に関する市民意識・実態調査(平成28年度)

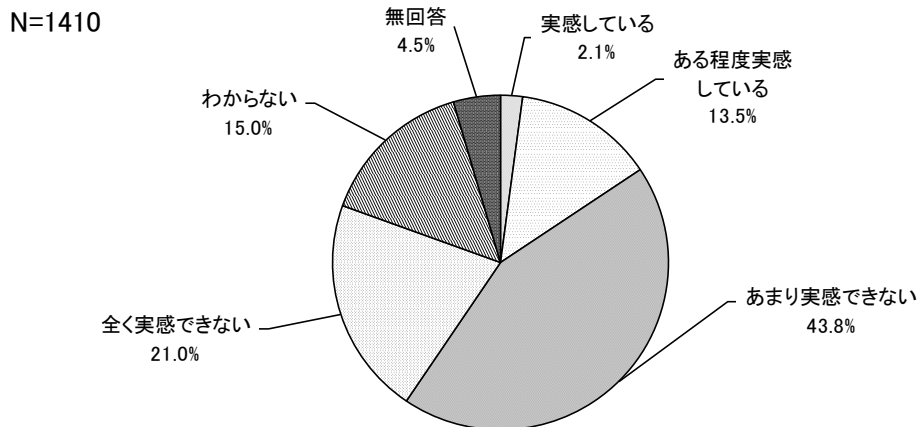
2. 芸術文化の現状

国分寺市には、JR西国分寺駅前に376席の芸術・文化ホール(いずみホール)があります。小規模ホールながら残響時間がほどよく、音楽をはじめ、様々なジャンルの公演を実施しています。市民による音楽や演劇の練習・公演の場としても盛んに利用されており、利用率は例年9割を超える状況です。また、美術や書道の団体は国分寺駅前のLホールを多く利用しています。

ただ、意識・実態調査によれば、いずみホールで過去1年間において公演を鑑賞した人は2割にとどまっている状況です。理由としては「どのような催しをやっているか分からなかったから」「興味のある催しがなかったから」が多くなっており、事業企画や広報が課題だと言えます。そのほか、市内には公民館、地域センター、ひかりプラザ等の市民活動のための施設が多数あり、市民団体の練習や集会の場として盛んに利用されています。特に公民館は市内に5か所あり、いずみホールやLホールが発表の場であるのに対して、市民の日常的な活動の場という役割を担っています。

このような状況のなか、意識・実態調査では、芸術文化に関わるまちの姿である「市民が身近に芸術にふれあえるまち」を実感する人は1割半ばでした。4つのまちの姿のうち、最も実感する人が少ないことを踏まえ、市民の芸術文化活動が活発な様子をより分かりやすく情報として伝え、また国分寺市の芸術文化の拠点の形成(整備)を目指すことを通じて、芸術文化の価値を広く普及することに取り組んでいく必要があります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピックの文化プログラム事業を通じて、誰もが芸術文化活動に参加、鑑賞できる環境を整備していくことを目指します。

「市民が身近に芸術にふれあえるまち」を実感する市民の割合



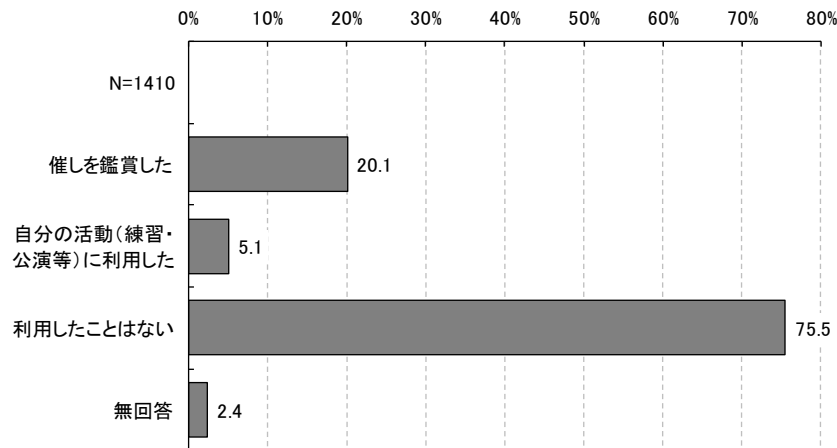
出典:文化振興に関する市民意識・実態調査(平成28年度)

■意識・実態調査にみるいずみホールの利用状況

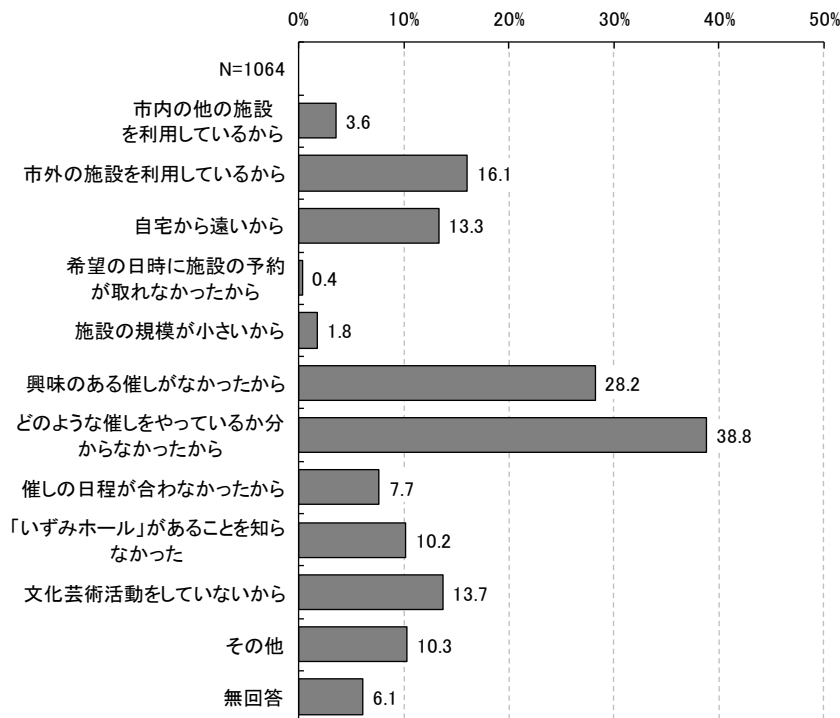
意識・実態調査によると、過去1年間において鑑賞で利用した人は2割、自分の活動に利用した人は1割未満でした。利用しなかった7割半ばの人にその理由を尋ねたところ、「どのような催しをやっているか分からなかったから」「興味のある催しかなかったから」が多く挙げられていました。

いずみホールを知らない人は、全体(1,410人)のうち1割弱でした。ホール自体は知られていますが、催しの情報が十分に届いていない状況が推察されます。

過去1年間におけるいずみホールの利用状況



過去1年間で、いずみホールを利用しなかった理由



出典：文化振興に関する市民意識・実態調査(平成28年度)

3. 環境文化の現状

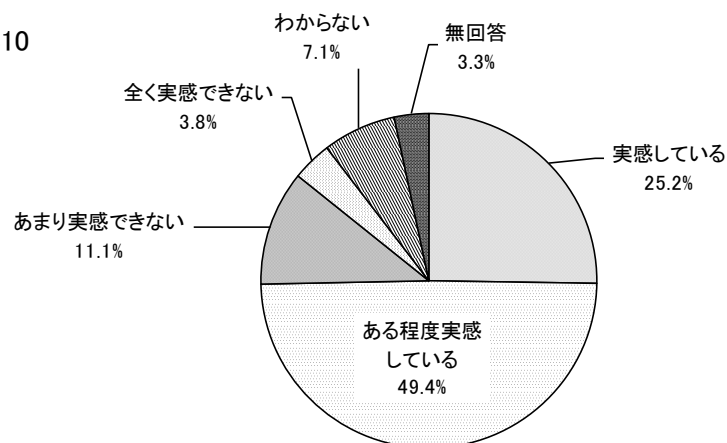
国分寺市は、緑地や湧水源を含む国分寺崖線のほか、お鷹の道や真姿の池湧水群等があり、豊かな緑と水に恵まれています。平成27年度に実施された国分寺市市民意向調査では、7割半ばの人が地域の暮らし満足度として「自然や緑の豊かさ」を挙げています。また、意識・実態調査においても、殿ヶ谷戸庭園(随宜園)、真姿の池湧水群はいずれも7割程度の認知度となっていました。

国分寺市では、文化振興にとどまらず、国分寺市環境基本計画や国分寺市緑の基本計画2011においても、市内の自然環境を保全・活用するとともに、屋上緑化や生け垣化の推進等、市内の開発事業や宅地での取組を促してきました。また、市民が主体となったボランティアによる取組も支援してきました。

意識・実態調査では、環境文化に関わるまちの姿である「豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち」を実感する人は7割半ばとなっており、4つのまちの姿のなかで最も実感されています。既存の環境文化資源が豊かだからこそであり、今後も保全・活用を進めていくことが求められます。同時に、環境基本計画や緑の基本計画等の環境や緑に関する施策との整合性を図りながら、文化振興の観点から環境文化の振興を図ることが求められます。

「豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち」を実感する市民の割合

N=1410



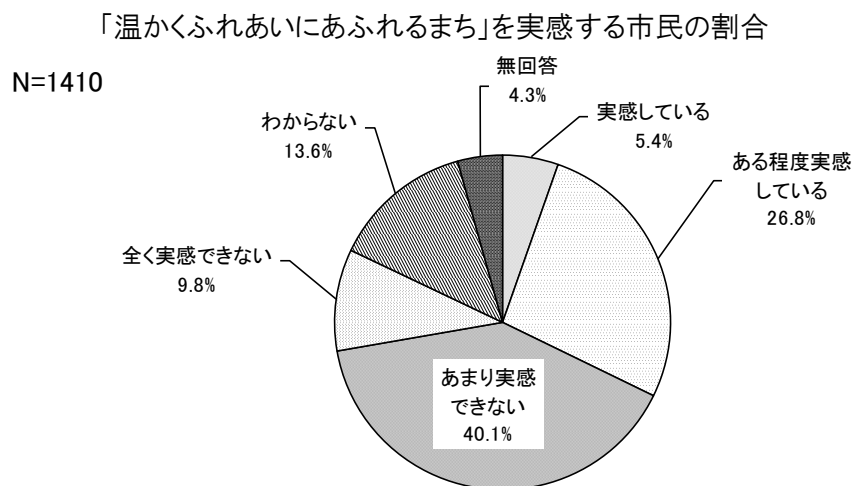
出典：文化振興に関する市民意識・実態調査(平成28年度)

4. 社会文化の現状

文化振興条例の条文解説にて、社会文化は「グループなり、地域なり、他の分野との関わり等が、個々の文化活動の領域を越えて、社会的拡がりや意味を持っていくこと」と定義されています。市民一人ひとりの活動を通じて人と人との交流を深めるほか、団体・コミュニティの輪を広げること、世代間交流を促すこと、さらには国際交流までを含んでいます。

社会文化の振興を支える場となってきたのは公民館や生きがいセンター、児童館であり、国際協会や町内会・自治会等の地域組織です。文化振興計画の主管課のみならず、教育や高齢者支援、子育て等の多様な組織とともに社会文化の振興を進めてきました。

意識・実態調査では、社会文化に関わるまちの姿である「温かくふれあいにあふれるまち」を実感する人は3割強となっています。より多くの人々が人と人とのつながりを感じられるよう、今後も多様な場を活用し、交流を活性化していく必要があります。



出典：文化振興に関する市民意識・実態調査(平成28年度)

第3章 目標と施策体系

1. 長期的目標

国分寺市文化振興条例(以下「条例」という。)では、次の4つのまちの実現に向けて、文化施策を推進していかねばならないと定められています。

市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち(歴史文化)

市民が身近に芸術にふれあえるまち(芸術文化)

豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち(環境文化)

温かくふれあいにあふれるまち(社会文化)

この4つのまちの姿は、条例の基本理念でもうたわれているように、文化を享受し、創造することを人の生まれながらの権利と捉え、市民一人ひとりの自主性と創造性が十分に尊重されるなかで文化が生まれ、長い年月をかけて実現されていくものだと考えます。

市内にはプロの芸術家に加え、市民グループの一員として、また趣味の一環として、芸術を楽しむ、自然に触れ、歴史を大切にする市民も多くいます。専門家とアマチュアを問わず、それぞれのよさを活かして市と協働するなかで創造性を発揮することによって国分寺ならではの文化が生み出されていきます。そして、市民がその文化を享受していくなかで、市民文化として定着していくものと考えます。

さらに、長い歴史が刻まれた国分寺には豊富な歴史資源があります。また、都心に近いにもかかわらず湧水源が点在し、緑と水などの環境資源にも恵まれたまちです。市民等の活動から新たに創造される文化のみならず、国分寺に遺されてきた歴史と環境を未来へと引き継ぐとともに市民が新たな価値を見出し、活用・発信することで国分寺ならではの文化が生み出されると考えます。

よって、市民と市が協働しながら、市民の活動から生まれる文化と国分寺固有の資源を活用して生み出される文化が重なり合い、そして市民のなかで国分寺ならではの文化として認識され、4つのまちの姿を実現していくことを長期的な目標として文化施策を推進していきます。

2. 中期的目標

本計画では、長期的目標に基づき、国分寺市の現状、また社会的な動向、文化振興のあり方を背景として、8年間の計画期間において実現しようとする4つの中期的目標を次のように捉えます。

4つの中期的目標

中期的目標A 文化に触れる

文化について学び、鑑賞し、体験する機会を提供することで、市民の文化への関心を喚起し、文化に身近に触れ、親しむことができるようにします。

中期的目標C 文化をつなぐ

国分寺固有の自然・歴史資源を保存し、将来へと継承するとともに、世代間のつながりをつくり、文化やコミュニティを次世代へと引き継いでいきます。

中期的目標B 文化をはぐくむ

市民による多様な活動を支え、協働することで、文化振興の担い手を育成します。そして、市民の活動が国分寺ならではの文化へと展開することを目指します。

中期的目標D 文化を広める

国分寺の文化の魅力を伝えるとともに、活動する市民、団体、組織からなるネットワークをつくり、主体的かつ創造的な市民と市の協働を実現することを目指します。

背景

- ◆ 歴史や環境の保全・継承については、市において史跡武蔵国分寺跡及び周辺環境の整備が進められてきており、計画期間中、段階的に市民が楽しむことができるようになります。また、現在、文化財に関する広範囲な調査が行われており、その成果を文化振興への活用についても検討しながら、歴史と環境を新たな価値を見出しながら、未来へと継承していくことが求められます。
- ◆ 国分寺駅北口には新たに(仮称)新Lホールが設置されるなか、新たな文化拠点も模索し、新たな事業とこれまで継続的に取り組んできた事業を通じて、市民が文化に触れ、また市民によって文化が創造される支援が必要です。
- ◆ 計画期間中には、平成32年に東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。文化と芸術の祭典として、近年では開催都市で文化プログラムが開催されるようになりました。国分寺市においても文化プログラムに取り組むことは、多様な鑑賞機会の提供とともに、平成32年以降の文化振興へと持続的に発展するような市民活動の創出の機会となります。
- ◆ 市民による文化創造や歴史・環境の継承には、主体的かつ創造的な市民と市の協働が求められます。市民と市の協働のあり方を構想しつつ、主体的・創造的な市民とのネットワークを築くことに努め、市民が主体的に活動できる環境を構築していくことが計画推進のためにも必要となります。

3. 施策体系：長期的目標との関連

本計画では、施策・事業を4つの中期的目標に沿って体系化しています。それと同時に、個々の施策・事業と4つの長期的目標を関連付けることによって、施策・事業が実現しようとするまちの姿を明確にし、長期的な展望を持って施策・事業に取り組むようにします。体系図中の○は、施策の柱に位置付けられる事業と長期的目標との関連を示しています。

【中期的目標】

【施策の柱】

中期的目標A
文化に触れる

a)鑑賞機会の提供

b)学習機会の提供

c)体験機会の提供

中期的目標B
文化をはぐくむ

a)文化の担い手育成

b)場・機会の充実

c)文化の創出

中期的目標C
文化をつなぐ

a)文化の保存・継承

b)交流の促進

中期的目標D
文化を広める

a)文化の発信

b)ネットワークの形成

【長期的目標:4つのまちの姿】

| <p>歴</p> <p>市民が市内の 歴史的文化遺産を 市民共有の財産として 身近に感じ、次の世代 に引き継ぐまち</p> | <p>芸</p> <p>市民が身近に 芸術に ふれあえるまち</p> | <p>環</p> <p>豊かな緑や 湧水に恵まれた 憩いのあるまち</p> | <p>社</p> <p>温かくふれあいに あふれるまち</p> |
|--|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

第4章 中期的目標と施策・事業

中期的目標A

文化に触れる

～文化を学び，鑑賞し，体験する機会を提供します～

【強み】

○文化芸術活動をしたいと思う人が多い

意識・実態調査では，9割の人が過去1年間に鑑賞・読書を含む文化芸術活動をしたいと思っています。また，文化芸術に関心がない人は全体の1割未満となっており，多く人が文化芸術活動に前向きです。

○自然・遺跡に恵まれている

史跡武蔵国分寺跡のほか，様々な時代の遺跡が市内に点在しており，緑や水にも恵まれた環境が国分寺市の特徴です。

○市民の文化財に対する認知度が高い

意識・実態調査では，殿ヶ谷戸庭園(随宜園)，真姿の池湧水群，史跡武蔵国分寺跡附 東山道武蔵路跡の認知度が高く，いずれも7割を超えています。

○豊かな自然環境を実感する人が多い

意識・実態調査では，7割以上の人が「豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまち」であることを実感しています。

【弱み】

○身近に文化芸術に触れられると思う人が少ない

意識・実態調査では，「市民が身近に芸術に触れられるまち」であることを実感する人は1割半ばとなっており，4つのまちの姿のなかで最も低くなっています。

○いずみホールでの鑑賞機会が少ない

いずみホールは市民による文化活動に盛んに利用されている一方，ホールでの公演の実施はそれほど多くない現状があります。周辺自治体のホールと比較して，事業成立にとって席数や機能が十分でないことが理由として挙げられます。

○芸術活動拠点が明確でない

公民館が練習の場となり，いずみホールやLホールが発表の場となっている現状がありますが，拠点となる施設が明確でなく，活動の場が分散している状況にあります。

視点

市内で文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するための工夫が必要

歴史や自然を体験する場には恵まれている一方，芸術を鑑賞・体験する場はいずみホールに限られている上，他自治体と比較しても規模・機能の面で十分な環境とは言い難いです。そのなかでは，ひとつには公演・上演する場所をホール以外に求める工夫が考えられるほか，公共施設の多機能化の検討のなかで芸術を鑑賞・体験するに足る，国分寺市の文化的な拠点となる場について市民とともに検討を重ねていくことが必要となります。

具体的な考え方

市民が身近に歴史や芸術、環境に触れ、そして人と人とのつながりを感じられるような機会を提供することが、中期的目標A「文化に触れる」の目標です。

国分寺市の施設や大学との連携における学習や鑑賞、体験等を通じて歴史や芸術、環境に触れるための機会を十分に提供することを目指します。人と人とのつながりについては、それら活動のなかで感じられるよう機会提供のあり方を検討します。

文化に関心のある市民はもとより、そうでない市民、さらには年齢や心身の状況等の問題から文化に触れることが難しい人たちに対しても、機会提供を図っていくことで、文化へのアクセスの平等性を担保し、あらゆる人が文化に親しむための検討もしていきます。

施策の柱

a)鑑賞機会の提供

武蔵国分寺跡資料館や民俗資料室、いずみホール、お鷹の道など、既存の公立施設や資源を活用し、市民が文化を鑑賞する機会を広く提供します。

歴史に関しては、既存の文化財展示施設の内容の充実や(仮称)郷土博物館の検討を進めていく予定です。また、芸術についてはいずみホールでの公演を充実させることを目指します。

b)学習機会の提供

公民館はもとより、東京経済大学と連携した市民大学講座など、様々な機会を通じて、文化について学ぶことのできる機会を提供します。

内容については歴史、芸術、環境のみならず、社会文化に関わる国際交流や異文化理解等、市民のニーズを踏まえつつ、文化への理解を高める幅広い分野を想定します。

c)体験機会の提供

文化を学び、鑑賞するという受動的な関わり方から一歩進み、文化を実際に体験する機会も提供します。

音楽の演奏や絵画の制作、伝統芸能などを体験する機会はもとより、史跡を現地で体験する場づくりも進めます。

また、市民同士、また市外との交流を深める施策も体験と捉えて推進していきます。



いずみホール(外観)



武蔵国分寺跡資料館(外観)

事業一覧

a)鑑賞機会の提供

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|--|---|----------|
| 既存文化財展示施設の充実 (歴) | 武蔵国分寺跡資料館や文化財資料展示室、民俗資料室において、発掘調査により出土した文化財及び収集した資料の展示や史跡の整備状況を紹介し、市民の文化財に対する理解を深めます。 | ふるさと文化財課 |
| (仮称)郷土博物館構想調査事業 (歴) | 国分寺市の歴史的資料を適切に収蔵保管し、生涯学習や情報の集積・発信並びに学校教育と積極的な連携のもとで展示公開するための拠点として(仮称)郷土博物館設置を検討します。 | ふるさと文化財課 |
| ホール施設における鑑賞機会の提供 (歴) | いずみホールで様々な分野の鑑賞型事業を行います。 | 文化と人権課 |
| 武蔵国分寺薪能の開催 (芸) | 姉妹都市佐渡市から能の演者を招請し、伝統芸能である薪能を市民に鑑賞する機会を提供し、姉妹都市相互の文化交流を深める機会とします。 | 文化と人権課 |

b)学習機会の提供

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|---|---|--------|
| 伝統文化こども教室 (芸) | 子どもたちに伝統芸能及び生活文化を体験・習得させ、伝統文化を次世代に継承させます、また、その成果の発表の場として、各教室実行委員会との共催で伝統文化こども教室発表会を開催します。 | 文化と人権課 |
| 文化講座の開催 (芸) | 文化芸術に関する講座を開催し、市民の文化芸術への関心を高めます。 | 文化と人権課 |
| 環境教育の推進 (環) | 毎月1回、市民・事業者・市が環境問題について自由に意見を交換できる「環境ひろば」を開催します。 また、年に1回、環境ひろばと協働で「環境シンポジウム」を開催し、様々なテーマを設定して専門家による講演を開催します。 学校での環境学習をサポートするために、職員、環境アドバイザー等を派遣して学習会を開催します。 | 環境計画課 |

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|---------------------------|---|-----------|
| 環境教育の推進 ⑦ | 子どもの頃から環境に対する意識を持てるよう、各校において環境教育を推進します。 | 学校指導課 |
| 環境教育の推進 ⑦ | 子どもの頃からの環境に対する意識を持てるよう、野外体験、自然学習を実施します。 | 社会教育課 |
| 公民館における文化に関する事業の推進 ⑧⑦⑨ | 音楽・映画等の文化芸術に触れ鑑賞等の機会を持つ事業、市民の環境意識醸成のための環境教育に関する事業、国際化・多文化共生に関する事業、文学や歴史等を学ぶ事業、東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成のための文化プログラム等、公民館各種主催事業等を実施します。 | 公民館課 |
| 外国人による外国の紹介 ⑨ | 国際協会の協力を得て、学校や公民館などに、地域の外国人を講師として派遣し、外国の文化を紹介する講座等を開催します。 | 協働コミュニティ課 |
| 市民大学特別科目聴講生制度の充実 ⑨ | 東京経済大学特別科目聴講生への受講料を補助し、市民の学習活動を支援します。 | 社会教育課 |
| 市民大学講座等の共催 ⑨ | 東京経済大学との共催の下、市民の学習の機会として市民大学講座を実施します。 | 社会教育課 |

事業と4つのまちの姿の対応について

以下すべてのページにおいて、事業毎に⑧⑨⑦⑨というマークをつけることで、事業がどのまちの姿と対応しているのかを示しています。複数のマークがついている事業は、複数のまちの姿と関連していると考えています。



いずみホール主催事業
(ダンス・ワークショップ成果発表会)



環境教育(ヤゴ救出作戦)

c)体験機会の提供

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|-----------------------|---|-----------|
| 文化財を活かしたまちづくり ⑧ | 史跡武蔵国分寺跡の周辺地域において、史跡や自然との共生、地域交通、生活環境等まちづくりを推進し、市民が史跡や自然に触れ合う場として整備します。 | ふるさと文化財課 |
| 文化財めぐり等 ⑧ | ふるさと文化財課職員の解説のもと、市内、及び市外の文化財をめぐり、文化財に対する理解を深めます。 | ふるさと文化財課 |
| 史跡武蔵国分寺跡公園用地の買収 ⑧ | 史跡武蔵国分寺跡等を都市化から保護するため、土地取得を進めます。 | ふるさと文化財課 |
| 史跡公園整備事業 ⑧ | 史跡武蔵国分寺跡を歴史学習の場として供用するために、発掘調査の成果を基に整備を行います。 | ふるさと文化財課 |
| 各種音楽教室・講習会等の開催 ⑨ | 小・中学校の児童及び生徒に対し、音楽教室や講習会を実施することで、音楽への興味・関心を高めるとともに、豊かな感性と情操を養います。 | 学校指導課 |
| 和楽器教室の充実 ⑨ | 市立小・中学校に在籍する児童・生徒が和楽器に親しむ機会を提供します。 | 学校指導課 |
| ホール施設における体験機会の提供 ⑨ | ワークショップ等の参加型事業を実施し、文化芸術のすそ野を広げます。 | 文化と人権課 |
| 姉妹都市交流 ⑩ | 市民が、姉妹都市である佐渡市の文化に触れやすくするよう、同市の指定保養施設を利用する際の助成や、佐渡市での新能鑑賞に対する助成を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 青少年の社会参加の拡充 ⑩ | 地域住民・学校・行政の連携により、子どもたちが豊かな人間性を育み、併せて地域コミュニティの醸成を図るため、学校施設を使った夏休みキャンプを実施します。 | 社会教育課 |

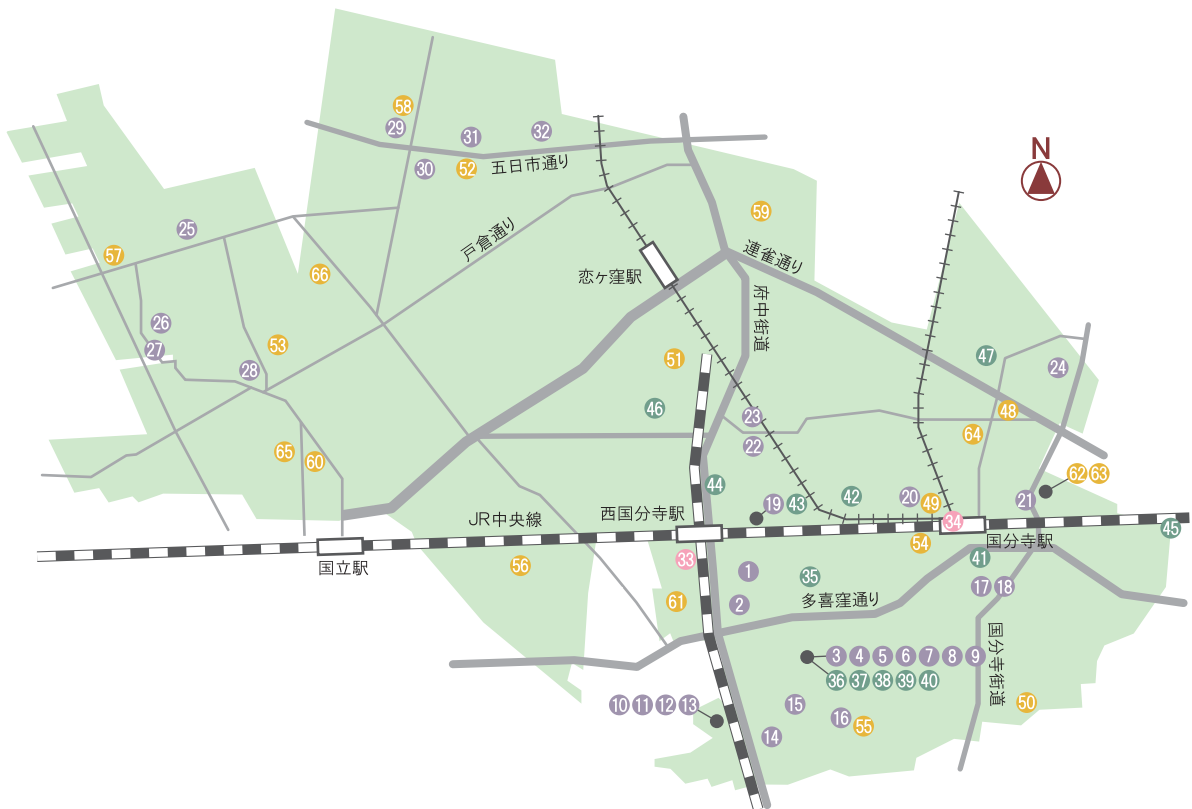


武蔵国分寺新能



市内文化財めぐり(国分尼寺跡)

国分寺文化マップ



歴史文化

- ① 東山道武蔵路跡
- ② 市立歴史公園史跡東山道武蔵路
- ③ 市立歴史公園史跡武蔵国分寺跡
(僧寺北東地域)
- ④ 国分寺
- ⑤ 国分寺楼門・仁王門
- ⑥ 国分寺薬師堂・木造薬師如来坐像
- ⑦ 武蔵国分寺跡資料館
- ⑧ 土師竪穴住居跡
- ⑨ 史跡の駅 おたカフェ
- ⑩ 塚跡
- ⑪ 伝祥応寺跡
- ⑫ 伝鎌倉街道
- ⑬ 市立歴史公園武蔵国分尼寺跡
- ⑭ 文化財資料展示室
- ⑮ 武蔵国分寺跡僧寺金堂跡
- ⑯ 七重塔跡
- ⑰ 石橋供養塔
- ⑱ 不動橋
- ⑲ 東山道武蔵路跡恋ヶ窪地区
- ⑳ 恋ヶ窪東遺跡柄鏡形敷石住居跡
- ㉑ 本町遺跡
- ㉒ 熊野神社
- ㉓ 恋ヶ窪用水跡
- ㉔ 民俗資料室
- ㉕ 子育て地蔵

- ㉖ 神明社(西町)
- ㉗ 川崎平右衛門及び
観音寺中興開山供養塔
- ㉘ 稻荷神社
- ㉙ 川崎・伊奈両代官謝恩塔
- ㉚ 毘沙門堂
- ㉛ 愛宕神社
- ㉜ 神明社(北町)

芸術文化

- ㉝ いずみホール
- ㉞ Lホール

環境文化

- ㉟ 都立武蔵国分寺公園
- ㊱ お鷹の道
- ㊲ 真姿の池湧水群
- ㊳ おたかの道湧水園
- ㊴ 万葉植物園
- ㊵ 国分寺のコウヤマキ(市重要天然記念物)
- ㊶ 都立殿ヶ谷戸庭園(随宜園)
- ㊷ 日立中央研究所庭園
- ㊸ 姿見の池
- ㊹ 一葉松
- ㊺ 新次郎池
- ㊻ エックス山
- ㊼ 祥応寺のコノテガシワ(市重要天然記念物)

社会文化

- ㊽ 本多公民館・図書館
- ㊾ 本多図書館駅前分館
- ㊿ もとまち公民館・図書館
- ㊽ 恋ヶ窪公民館・図書館
- ㊾ 並木公民館・図書館
- ㊿ 光公民館・図書館
- ㊽ 本町・南町地域センター
- ㊾ もとまち地域センター
- ㊿ 内藤地域センター
- ㊽ 西町地域センター
- ㊾ 北町地域センター
- ㊿ 北の原地域センター
- ㊽ ひかりプラザ・新幹線資料館
- ㊾ 多喜窪公会堂
- ㊿ 日本の宇宙開発発祥の地記念碑
- ㊽ 王貞治氏第1号国民栄誉賞記念碑
- ㊾ 電車開通記念碑
- ㊿ 鉄道総合技術研究所
- ㊽ 東京の中心(重心)

中期的目標 B

文化をはぐくむ

～文化振興の担い手を育成し，国分寺ならではの文化を創出します～

【強み】

○具体的な文化芸術活動をしている人がいる

意識・実態調査では，創作活動やサークル活動，教室への参加等，具体的な活動を行っている人が約4割います。（平成21年度の国の調査では2割強）

○市民による文化イベントが多い

国分寺まつりや市民文化祭等，長年にわたり，市民が主体となって実施しているイベントがあるほか，最近では新たにぶんぶんうおーく・ギャラリーうおーくが実施され，数多くの文化イベントが市民によって行われています。

【弱み】

○新たな活動主体を掘り起こす機会が十分でない

市民を対象に行われる芸術文化振興事業に対しての助成事業を行っていますが，市民団体の応募が少なく，新たな活動主体の掘り起こしが難しくなっている一面があります。そのため，既存の団体や市と，市内での新たな市民活動とのネットワークが十分に形成されていません。

○活動を発展・継続するためのノウハウが共有されていない

助成事業の審査会や事業の評価会を公開し，審査員となる専門家からの意見や活動継続のためのノウハウを提供していますが，助成を必要とする団体や活動に悩んでいる団体の応募が少なく，市民団体間でのノウハウの共有が十分になされていません。

視点 市内に潜在する人的資源とのネットワーク化を図り，支援する

国分寺市は市民の自主的な文化団体も数多く，活動も盛んです。また長年活動している団体もあれば，新たに活動を始める団体も少なくありません。文化活動に意欲のある市民を人的資源として掘り起こし，ネットワーク化しながら，国分寺市の文化振興の担い手となり，ひいては国分寺市ならではの文化を市民の活動から創出していくことが求められます。そのためには，現在，市内で様々な活動する市民とのコミュニケーションを図り，人的ネットワークを築きながら，活動を支援していくことが求められます。

具体的な考え方

市民が文化振興の担い手となり、市民の主体的かつ創造的な活動を通じて、市民と市が協働し、芸術、歴史や環境への意識、さらには人と人とのつながりのあり方も含めて、4つの側面すべてにおける国分寺ならではの文化を創造することが、中期的目標B「文化をはぐくむ」の目標です。

そのため、いずみホールや公民館等をより充実させながら、(仮称)新Lホールの活用や文化の拠点となる施設を模索することで市民の活動の場を提供します。さらに、スキルや知識に関わらず文化振興に関心を持つ市民を担い手へと育成する取組や、市民が主体になった多様な活動の支援・活性化を図っていきます。文化振興条例でうたわれるように、市民一人ひとりの自主性と創造性が発揮され、市主導ではなく、市民が主体となって市と協働しようという意識や機運を醸成し、国分寺ならではの文化が生み出される素地をつくることを目指します。

施策の柱

a)文化の担い手の育成

文化振興に関心を持つ市民が、知識やスキルを身につけ、経験を積み重ねることで、国分寺市の文化振興の担い手として活動するための支援を行います。

歴史に関しては各文化財施設、芸術に関してはいずみホールが拠点となりますが、公民館も文化全般にわたる人材育成の場と捉えています。

b)場・機会の充実

現在行われている市民による文化活動をさらに活性化するため、新たな施設の役割や拠点となる施設について検討を進めるほか、予約システムの導入や適切な改修を通じて既存の公共施設の使いやすさを向上させることを目指します。

c)文化の創出

市内での多様な地域のおまつりや文化に関するイベントを広めることで、市民が共有し、楽しめる国分寺の文化へと高めていきます。

同時に、環境や人と人とのつながりに対する市民の意識も醸成し、歴史・芸術・環境・社会のすべてにおいて国分寺ならではの文化を創出することを目指します。



いずみホール(Aホール)



史跡ガイド

事業一覧

a)文化の担い手の育成

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|--------------------------|---|----------|
| ふるさと文化財愛護ボランティア推進事業 ⑧ | ボランティア活動の魅力を発信し、必要な知識・技術・心構えを習得するボランティア養成講座を開催します。 | ふるさと文化財課 |
| アートマネジメントに関する講座の開催 ⑨ | 文化芸術活動の管理運営等に必要な知識・技術方法論を持つ人材を育成します。 | 文化と人権課 |
| みどりのボランティア推進事業 ⑩ | 市民からの問合せに対し、ボランティア団体を紹介します。また、ボランティア団体の登録等について、ホームページ等で周知します。 | 緑と建築課 |
| 協働による公園の美化 ⑪ | 公園の美化活動を自主的に行う団体の活動を支援するため、清掃用具等を支給、貸与します。 | 緑と建築課 |
| クラブ活動・文化祭等の充実 ⑫ | 市立中学校の課外部活動に外部指導員を招へいする事業を実施します。また、市立中学校における部活動の行事・競技会等の参加費を補助し、部活動の振興及び参加促進を図る事業を進めます。 | 学校指導課 |

b)場・機会の充実

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|--------------------------|---|-----------------|
| 育成した人材の活躍の場の提供 ⑬ | 育成した人材を、市のイベントに協力を求めるなど活躍の場を提供していきます。 | 文化と人権課 |
| いずみホールの改修による安全性等の確保 ⑭ | 安全性・利便性を高め、市民が活用しやすく、また質の高い活動を展開しやすくなるよう、いずみホールの長寿命化・多機能化・バリアフリー化及び省エネ化を図ります。 | 文化と人権課 |
| 文化の拠点施設の確立 ⑮ | 公共施設の多機能化のなかで、市民の文化活動はもとより、質の高い公演・事業が実施できるような文化の拠点のあり方や整備方策について検討します。 | 政策経営課 文化と人権課 |
| 図書館開館時間の拡大 ⑯⑧⑩⑫ | 図書館の開館時間を拡大することで、図書館を利用しやすくし、新たな図書館利用を広げるための事業を実施します。 | 図書館課 |

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|----------------------------------|--|---|
| 図書資料の充実 (歴)(芸)(環)(社) | 図書館の蔵書に新しい資料を加えていくことで、利用しやすい書架をつくり、市民に新しい情報を提供するための事業を進めます。 | 図書館課 |
| 図書館システムのIT化推進事業 (歴)(芸)(環)(社) | 図書館システムを導入し、図書館業務の効率化を図ります。 | 図書館課 |
| 大学図書館の利用 (歴)(芸)(環)(社) | 東京経済大学図書館に利用カードの提供を受け、市民が東京経済大学図書館の利用ができるよう連携を行います。また、市民が各地の大学図書館の資料を利用し、調査研究を行うことができるよう紹介します。 | 図書館課 |
| 地域センターの充実 (社) | 地域住民が利用しやすい、集会・学習および交流の場として地域センターを活用し、市民文化の向上と福祉の増進を図ります。 | 協働コミュニティ課 |
| 国分寺駅北口交通広場の整備 (芸)(社) | 国分寺駅北口地区の市街地再開発事業により、交通広場、区画道路等の公共施設を整備し、市の玄関にふさわしい都市景観と安全で快適な都市機能の創出を図ります。また、交通広場内に人の交流やイベント等に利用できる空間を確保することにより、地域における文化活動の振興への寄与を図ります。 | 国分寺駅周辺整備課 |
| 移動児童館事業 (社) | 子どもたちの戸外での遊び環境を保障し、自主的な遊びや生活に根ざした遊びを展開するため、市内4つの公園（日吉町なかよし公園・窪東公園・並木町公園・けやき公園）での遊び活動を協働事業として実施します。 | 子ども子育て事業課 |
| 国分寺市プレイステーションの運営 (社) | 子どもが生き生きと安全に遊べる場として、国分寺市プレイステーションの運営を進めます。 | 社会教育課 |
| 学校の設備・備品の整備 (芸)(社) | 小・中学校で三味線、和太鼓、琴等の伝統楽器等を購入し、児童・生徒が伝統楽器に触れる機会をつくります。 | 教育総務課 |
| 文化・学習・スポーツ施設の予約システムの確立 (芸)(社) | 施設予約の利用手続きの利便性を向上させるため、インターネット施設予約システムを導入します。 | 文化と人権課 協働コミュニティ課 スポーツ振興課 地域福祉課 社会教育課 公民館課 情報管理課 |

c)文化の創出

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|------------------------------|---|-----------|
| 祭り・年中行事の継承 ⑧ | 地域の底力再生事業助成を自治会・町内会に向けてPRしていきます。また、財団法人自治総合センターによる一般コミュニティ助成を自治会・町内会にPRし、窓口となります。 | 協働コミュニティ課 |
| いずみ春の祭典 ⑧ | 市内で芸術活動を行っている団体から参加者を募集し、実行委員会形式でいずみ春の祭典を開催します。 | 文化と人権課 |
| 文化活動への支援 ⑧⑨ | 市民を対象に行われる芸術文化振興事業に対する助成を行い、文化芸術活動をする団体の育成及び新たな文化イベントの市民への定着を図ります。また、いずみホール主催事業を契機として誕生した団体の活動への支援を行っていきます。 | 文化と人権課 |
| 市民文化祭の開催 ⑧⑨ | 市内の文化団体等の代表者で組織される実行委員会の企画・運営により市民文化祭を開催することで、市民の文化芸術活動の成果発表の機会を提供し、地域における文化芸術活動の活性化を図ります。 | 文化と人権課 |
| 文化団体連絡協議会への支援 ⑧⑨ | 市民文化を活性化することを目指し、国分寺市文化団体連絡協議会の活動経費の一部を補助します。 | 文化と人権課 |
| 学習・文化活動の援助 ⑧⑨ | 教育・学術・文化の普及及び向上に寄与するもので公益性があると認められる事業に対し、申請に基づき教育委員会名義後援を行っていきます。 | 社会教育課 |
| 学習・文化活動の支援 ⑧⑨ | 学習・文化活動を行う公民館自主グループに対し、学習や活動を支援し、活性化を図ります。 | 公民館課 |
| ぶんぶんウォークの開催 ⑧⑨ | ぶんぶんウォーク実行委員会との共催により、明確な役割分担のもと、市民が地域資源の価値を発見する目的としたイベントを開催し、市民のまちに対する愛着を醸成します。 | 市政戦略室 |
| 水と緑のイメージに配慮したデザイン・建築・開発 ⑩ | 開発事業に対し「国分寺市景観まちづくり指針」、「国分寺市景観まちづくり指針ヒント集」を活用し、まちづくり条例に基づき景観計画に関する協議を行い、望ましい景観形成を進めます。 | まちづくり推進課 |

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|----------------------|---|-----------|
| 都市景観形成事業 (環) | 「国分寺市景観まちづくり指針」,「国分寺市景観まちづくり指針ヒント集」を活用し,景観に配慮した建築・開発の促進に努め,望ましい景観形成を進めます。 | まちづくり推進課 |
| 地域センターまつりの開催 (社) | 西町,内藤,北町,北の原,もとまち地域センターでは,利用者協議会及び実行委員会主催のまつりを行います。利用者による練習成果の発表,作品展示,模擬店等を行い,地域住民の交流を図ります。 | 協働コミュニティ課 |
| 国分寺まつりへの支援 (芸)(社) | 国分寺まつり実行委員会への補助金の交付及び事務局等,市民交流の場としての国分寺まつり開催を支援し,地域コミュニティの醸成を図ります。 | 文化と人権課 |
| 公民館まつりの開催 (芸)(社) | 公民館自主グループの学習活動の成果を広く発表する場として,公民館まつりを実施し,多くの人の目に触れると共に,地域との交流を図る機会をつくります。 | 公民館課 |
| 市民活動の推進 (社) | 市民活動団体の活動を支援します。また,協働事業を推進していきます。 | 協働コミュニティ課 |



ぶんぶんウオーク



学校キャンプ



国分寺市文化財愛護ボランティア活動(レプリカ作成)



本多図書館

中期的目標C

文化をつなぐ

～国分寺固有の文化やコミュニティを次世代に継承します～

【強み】

○文化に関するボランティア活動が盛ん

史跡や資料館をガイドする文化財ボランティアの活動が活発であるほか、環境に関するみどりのボランティアが活動しており、文化に関するボランティア活動が盛んです。

○学校教育と文化団体や文化関連の施策が連携している

第1次計画の施策・事業のなかで学校教育や部活動と連携した取組がなされているほか、市民からなる文化団体が学校の授業で子どもたちに体験機会を提供している。

【弱み】

○歴史文化を身近に感じ、次世代に継承するまちだと感じる人がやや少ない

遺跡や文化財は豊富で、認知度も高い一方、意識・実態調査では、「市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまち」と実感する人が実感できない人よりも少なくなっています。

○継承していきたい文化活動があると思う人が少ない

意識・実態調査では、市内の文化活動で継承したいものがあると回答した人は1割強にとどまっており、ほとんどの人が次世代に継承したいと思うものがない状況です。

○ボランティアの高齢化

ボランティアとして活動する市民の高齢化が見受けられ、若い世代で活動する人が少なく、活動が引き継がれていない状況です。

視点① 国分寺ならではの文化活動の掘り起こし・発信・共有 視点② 国分寺の文化を継承する人材(若手)の育成

史跡や自然を保存し、次世代に継承していくことも大切ですが、市内で行われている地域のおまつりはもちろん、市民による活動を共有の財産として認識し、継続して実施していくことも文化の保全につながる取組です。市民による文化活動を掘り起こし、情報発信をすることで、市民の間で共有されるようになることが必要です。また、それら文化活動に若い世代が参画することを促し、将来的に継続して実施されるようにすることも課題となると考え、中期的目標Bにおける事業を通じて国分寺の文化を継承する人材を育成する必要があります。

具体的な考え方

歴史と自然に関わる文化や地域コミュニティを次世代へと継承していくことが、中期的目標C「文化をつなぐ」の目標です。

歴史資源や自然は国分寺固有の文化であり、保存し、継承することが求められることから、適切な調査を行い、文化財の指定や登録を行うことで保護していく必要があります。それとともに指定・登録されにくい歴史資源についても市民の利用できるようなかたちで活用することで次世代に継承することを検討することも大切です。

また、市民の交流を促進し、市民活動やコミュニティを継承していくことも目指します。古くからある文化や地域コミュニティを大切にす若い世代を増やすとともに、若い市民の活動に対する理解や異文化交流等、世代や国を超えた交流を広げることを目指します。

施策の柱

a)文化の保存・継承

国分寺固有の歴史資源を保存・継承していくため、遺跡の発掘調査や文化財の調査・指定・登録を行っていきます。

また、国分寺市の豊かな緑や水環境を保全するため、地下水の涵養につながる雨水浸透ますの設置を、公共施設のみならず、一般住宅に対して促します。

b)交流の促進

自治会・町内会を基盤とした地域における近所づきあいから、公民館を活動の場とした地域交流・異世代交流、さらには国際交流など、様々な交流を活性化し、人と人のつながりを生み出します。

それを通じて、特に社会文化の形成・発展を目指し、文化やコミュニティが自然と継承される環境をつくることを目指します。



武蔵国分寺僧寺講堂跡

事業一覧

a)文化の保存・継承

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|-------------------|--|----------|
| 遺跡の発掘調査 ⑧ | 埋蔵文化財包蔵地内の開発に対し、発掘調査によって埋蔵文化財の記録保存を図ります。また、調査報告書を刊行し、市民に発掘調査の成果を公表します。 | ふるさと文化財課 |
| 文化財登録制度の導入 ⑧ | 文化財の指定制度を補完し、保護の対象を拡充するため文化財の登録制度の導入を進めます。 | ふるさと文化財課 |
| 有形文化財等の収集・整理 ⑧ | 近世～近代の古文書や民具を収集・整理し、有形文化財の保存に努めます。 | ふるさと文化財課 |
| 市内文化財総合調査事業 ⑧ | あらゆる分野の文化財の所在及び現状を調査し、詳細に把握します。 | ふるさと文化財課 |
| 浸透ます設置 ⑨ | 雨水排出量の抑制，多摩川等への汚濁負荷低減及び地下水の涵養ため，一般住宅への雨水浸透施設の設置を促進します。 | 道路と下水道課 |



史跡の駅おたカフェ



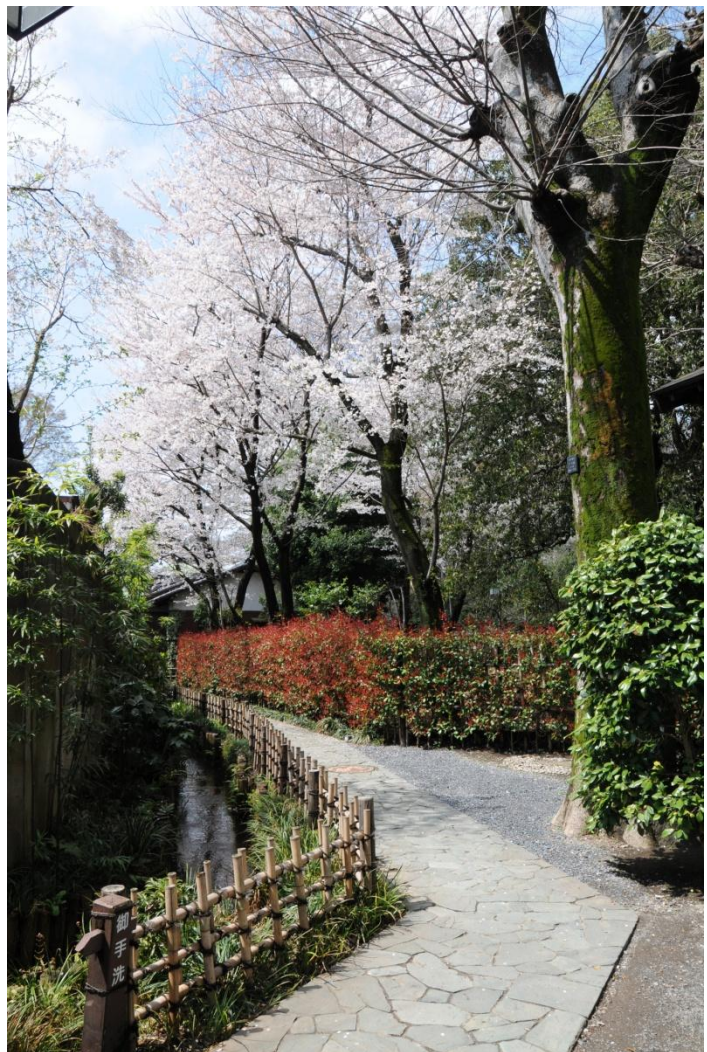
都立殿ヶ谷戸庭園(随宜園)



真姿の池湧水群

b)交流の促進

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|-----------------------|--|-----------|
| 異世代交流事業の推進 ③ | 幅広い世代の市民が、ともに学び、活動し、交流できるよう、異世代交流の機会となる事業を実施します。 | 公民館課 |
| 老人会と児童(むかし遊び)の交流 ③ | 本多地域異世代交流事会議に参加し連携を図り、児童館において異世代交流の場をつくれます。 | 子ども子育て事業課 |
| 近所づきあい・助け合いの推進 ③ | 市や社会福祉協議会、警察、消防からの情報を自治会・町内会へ提供し、自治会・町内会同士の情報交換・交流を図ります。 | 協働コミュニティ課 |
| 国際協会の支援 ③ | 外国人相談窓口業務、日本語教室運営、国際理解講座、その他外国人支援にかかる15事業を対象事業として、国際協会に対し、補助金を支出し活動を支援します。 | 協働コミュニティ課 |



お鷹の道

中期的目標D

文化を広める

～国分寺の文化の魅力を広く伝えるとともに、
市民の参画を促し、協働による文化振興の推進体制を構築します～

【強み】

○西国分寺駅前にいずみホールが立地

JR中央線・武蔵野線が乗り入れ、乗降客数が5万人程度いるJR西国分寺駅前に立地しており、人通りのある街なかに公共ホールが立地しており、認知や集客にとって有利な状況にあります。

○文化振興に市民が参画し、協議する場の場がある

市民の立場から文化振興計画を推進し、計画の進行を確認する場として、国分寺市文化振興市民会議が設置されており、文化振興に市民が参画し、協議する場となっています。

【弱み】

○いずみホールなど、文化に関する情報の伝達が十分でない

意識・実態調査では、過去1年にいずみホールを利用しなかった理由では、どのような催しをやっているか分からなかったことが挙げられています。関心のある人しか情報に積極的にアクセスしないため、情報発信が文化に触れるきっかけになりにくい可能性があります。

○市民活動を知り、参加する方法が明確でない

市民による文化芸術活動が盛んなながらも、それらの活動を十分に市民に周知・共有できていない状況です。そのため、市民が、関心のある市民活動を知り、参加することができていない可能性があります。

- 視点①** いずみホール等、市内文化事業に関する情報の効果的な伝達
視点② 市民活動の情報発信とアクセスのしやすさの確保

広く市民が文化に触れるためには、いずみホール等の文化事業に関する情報発信を充実させる必要があります。特に情報発信に際しては、必要としている人が実際に知るためにも、情報伝達を重視することが大切です。さらに、文化に関心のある市民のみならず、そうでない人の関心を高めるほか、様々な条件から文化に触れることが難しい状況にある市民にまで情報を行き渡らせることが課題となります。

同時に、文化振興に意欲を持っている市民が、既存の市民活動に参画し、市と協働していくためにも、市民による活動状況や団体へのアクセス方法などを周知することも大切です。その際には現代的なメディアを活用し、若い世代に情報を届けようとすることも重要です。

具体的な考え方

多くの市民が文化に親しみ、国分寺の文化の魅力を実感するとともに、文化振興に関心のある市民が主体的に活動できるよう、情報発信を行うとともに文化振興の推進体制を強化することが中期的目標D「文化を広める」の目標です。

情報発信にあたっては、市民に情報が伝わることを意識し、これまで文化に関心を持ってこなかった市民が「鑑賞しよう」「活動しよう」と思うような情報提供を心がけます。

また、8年間の計画期間中に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした文化プログラムを通じて、将来的にも継続される市民文化活動やその担い手となる若者等を国分寺ならではのレガシーとして残すことが求められます。そのためにも、文化活動に関心を持つ市民とのネットワークを築きながら、主体的な市民と市が創造的な協働を行うことで、段階的に市民が主体となる推進体制として確立していくことを目指します。

施策の柱

a)文化の発信

鑑賞や学習、体験の機会、人材育成の場に関する情報、さらには市民による文化活動や団体に関する情報等を広く市民に発信することで、文化への関心を高め、活動への参加を促します。また、史跡や自然、芸術など、国分寺の文化的魅力を発信し、文化振興への関心を高めることを目指します。

b)ネットワークの形成

文化に関心を持ち、主体性と創造性を発揮しようとする市民が文化振興に参画できるよう、既存の団体や新たな市民活動とのネットワークを築くとともに、市内及び近郊の大学とも連携しながら、人材を発掘し、市民と市の協働のあり方を検討することで、文化振興の推進体制の構築を進めます。

事業一覧

a)文化の発信

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|--|---|-----------|
| シンボルマークの活用 ⑧ | 武蔵国分寺跡資料館のロゴを活用し、資料館のPRをしていきます。 | ふるさと文化財課 |
| 遺跡地図の刊行 ⑧ | 埋蔵文化財包蔵地を周知するため、市内の遺跡地図を刊行していきます。 | ふるさと文化財課 |
| 普及書刊行事業 ⑧ | 武蔵国分寺跡資料館で実施した企画展の図録や、各種文化財の調査報告書を発行し、文化財の普及に努めます。 | ふるさと文化財課 |
| 国際化施策推進事業 ⑨ | 外国人市民の暮らしやすさを向上させるため、多言語による情報提供や広報を行います。 | 協働コミュニティ課 |
| 市内の文化イベント及び市内で活動する団体の文化活動の情報発信 ⑧⑨⑩⑪ | 市報や市ホームページ、文化振興市民会議のホームページの他、様々な情報媒体を活用し、市内のイベント情報や市内で活動する団体の文化活動に関する情報等を発信することで、参加や活動を促していきます。 | 文化と人権課 |
| 市民グループ等の個別活動の情報発信 ⑧⑨⑩⑪ | 市民活動センター登録団体やその活動状況の情報発信を支援し、活動に関心のある人がグループに参加しやすくすることを目指します。 | 協働コミュニティ課 |
| インターネット等による文化情報の提供 ⑧⑨⑩⑪ | インターネットを中心とした様々な媒体を駆使し、広く市民に文化情報を提供します。 | 市政戦略室 |
| 文化功労者の表彰 ⑨ | 文化の向上に寄与し業績が顕著なものを表彰し、表彰状と記念品を贈呈します。 | 秘書課 |
| 文化施設及び文化に関する情報の多言語対応 ⑨ | 外国人市民が文化事業に参加しやすくするため、文化施設の案内表示やイベント情報の発信について多言語対応を進めます。 | 文化と人権課 |

b) ネットワークの形成

| 事業名 | 概要 | 所管 |
|---|--|---|
| 大学生の協力を得る仕組みづくり ⑤ | 美大生をはじめとする大学生によるワークショップの開催等、大学生の協力を得て文化芸術に関する事業を実施し、大学との連携を目指します。 | 文化と人権課 |
| 人材の発掘 ⑤ | 文化振興の担い手として、市内在住の専門家や文化活動をしている市民とのネットワークを形成するとともに、文化に関心を持つ市民や活動している市民との協働のため人や団体をつなぐ人材を発掘します。 | 文化と人権課 |
| 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興の活性化 ⑤ | 東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運を醸成するとともに、2020年以降も継続して取り組まれる文化活動をレガシー(将来的な資産)として残すことを目指し、市民と協働して文化プログラム等を実施していきます。 | 市政戦略室 協働コミュニティ課 文化と人権課 社会教育課 スポーツ振興課 政策経営課 |
| 市民協働に向けた仕組みの検討 ⑤ | 市民との協働に基づいて文化振興を推進していくため、専門知識や意欲を持つ市民が検討・協議の場に参加しやすくするとともに、市民が主体となりやすいよう市民協働のための仕組みについて検討を進めます。 | 文化と人権課 |
| 学生教育ボランティア事業 ④ | 大学生が学校の教育活動に協力し、ボランティア活動を行います。 | 学校指導課 |
| 推進体制の確立 ④⑤⑥⑦⑧ | 文化施策における評価方法を確立するとともに、評価を行う庁内組織を構築し、進行管理を行っていきます。 | 文化と人権課 |
| 教育機関や地元産業等との連携の拡充 ④ | 東京学芸大学と国分寺市・小金井市・小平市が連携し、子どもと関わるボランティア等の資質向上を目指す講座を開講します。 | 子ども若者計画課 |

第5章 推進体制と評価方法

1. 推進体制

本計画の推進体制として、進行管理・評価を行う庁内組織とともに、意欲と知識・スキルのある市民が文化振興の担い手として主体的に活動できるよう市民と所管課で構成される市民参画組織を整えていきます。

■ 庁内の体制

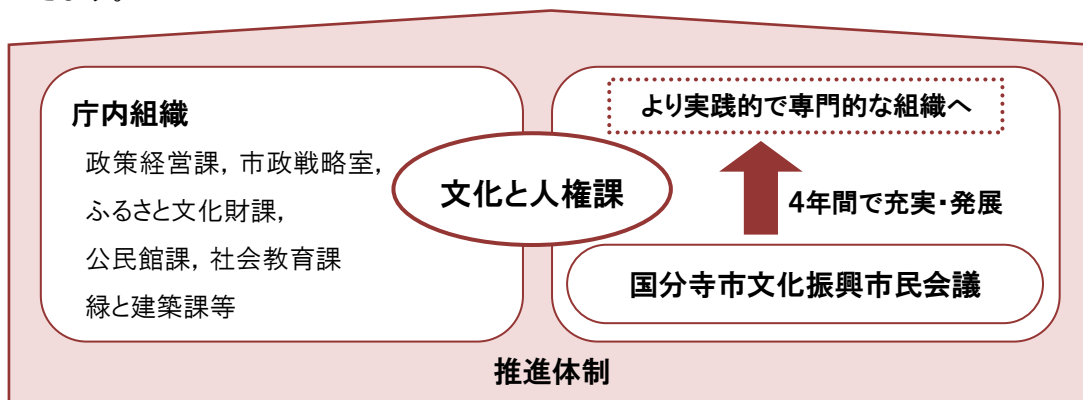
歴史、芸術、環境、社会という4つの側面から文化を振興しようとする本計画を推進するためには、庁内における関係各課から構成される組織を構築する必要があります。本計画の主管課である文化と人権課を事務局として、政策経営課及び事業担当課の課長等から構成される委員会を庁内組織として設け、計画の進行管理と評価を行っていきます。

■ 庁外の体制

第1次計画が策定されてから10年以上にわたり、計画を市民の立場で推進し、進捗を確認することを目的とした国分寺市文化振興市民会議（以下「文化振興市民会議」という。）が組織されてきました。その目的に照らし、同会議では毎年文化講座の企画・検討を行ってきたほか、計画に位置付けられた施策・事業の進捗の確認や事業評価も行っており、本計画の策定時にも協議を重ねてきました。

文化振興市民会議を継続的に開催し、これまでどおり市民の立場から文化振興を推進する組織として位置付けます。それとともに、本計画期間の前半において、文化振興市民会議をより実践的な活動の担い手として発展させることを目指します。

中期的目標D「文化を広げる」において示したように、本計画期間においては文化振興を主体的に担う人材の発掘と、そのような人材を中心とした市民との協働による体制構築を目指しています。その目標を踏まえ、この文化振興市民会議を母体として、新たな人材を積極的に迎え入れ、文化政策の専門家をアドバイザーに迎える等して、市民による文化振興の輪を広げるとともに、制度的に市が取り組むことが難しい取組を主体的に進める組織として発展させることで、庁外の体制を整えていきます。



2. 評価の考え方

毎年度事業の進捗状況の確認を行っていき、計画期間の4年目には、4つの長期目標に照らして事業を評価し、計画の中間見直しを行います。そして、計画期間が満了する前年度から最終年度にかけては、計画期間全体についての評価を行ったうえで、次期計画の策定を行っていきます。

■ 進捗管理

毎年度事業担当課から前年度の事業の実施状況について報告を受け、庁内組織において進捗管理を行っていきます。計画策定に際して新たに掲げた事業のうち、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興の活性化」「人材の発掘」「市民協働に向けた仕組みの検討」については、計画期間の前半4年間に於いて着実に事業を進めるためその進捗管理が非常に重要です。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興の活性化」は、同大会が開催される平成32年度までの計画期間前半を通じて、関係各課が連携を図り、開催に向けた機運を高めるとともに、大会終了後の計画期間後半においても継続的に取り組まれる活動を生み出すことを視野に入れて取組を進めていくことも必要です。

「人材の発掘」及び「市民協働に向けた仕組みの検討」については、文化振興市民会議をより実践的な文化の担い手として発展させるための取組であることから、本計画の推進、さらには将来的な国分寺市の文化振興のためにも計画期間の前半において重点的に取り組むことが求められるものです。

■ 評価

各事業については、個々の事業の実施状況だけでなく、文化振興条例に示される4つのまちな姿、つまり国分寺市の文化振興における長期的目標に照らし、事業を実施することでそれぞれに関連付けられた長期的目標の実現にどれだけ近づいたかも指標とし、各事業担当課が評価を行います。それぞれの事業の評価を、長期的目標毎に総合し、長期的目標の実現度合いを測ります。

同時に、市民意識・実態調査を実施し、市民が4つのまちな姿をどの程度実感しているのかを把握し、平成28年度に実施した調査結果と経年比較することで、長期的目標がどの程度実現されてきたかを測ります。

そして、庁内組織において、事業担当課の評価と市民の実感とを照らし、長期的目標の実現度合いという観点から定性的に計画を評価することを試みます。

定性的評価とは

定性的評価とは、数量で把握しにくい物事の質的な側面から評価を行う手法です。

文化のように数量では成果を測りにくい分野において適切と考えられています。

資料編

1. (仮称) 第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会設置規程

平成28年1月21日

訓令第2号

(設置)

第1条 国分寺市における市民の文化及び芸術に係る施策の総合的な推進に向け、国分寺市文化振興条例(平成19年条例第32号)第7条(文化振興計画)の規定に基づき、(仮称)第2次国分寺市文化振興計画を策定するため、(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の策定に関する事項
- (2) その他文化振興に関する施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 政策部市政戦略室長(以下「市政戦略室長」という。)
- (2) 政策部政策経営課長
- (3) 総務部防災安全課長
- (4) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (5) 市民生活部文化と人権課長
- (6) 市民生活部スポーツ振興課長(以下「スポーツ振興課長」という。)
- (7) 福祉保健部健康推進課長
- (8) 子ども家庭部子ども若者計画課長
- (9) 環境部環境計画課長
- (10) 都市建設部まちづくり推進課長
- (11) 都市建設部緑と建築課長
- (12) 都市開発部国分寺駅周辺整備課長
- (13) 教育部社会教育課長
- (14) 教育部ふるさと文化財課長
- (15) 教育部公民館課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長はスポーツ振興課長、副委員長は市政戦略室長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、

又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会委員名簿

| 所 属 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------------|--------|--------------|
| ○政策部市政戦略室長 | 小川 恵一郎 | 平成28年3月31日まで |
| 政策部政策経営課長 | 可児 泰則 | 平成28年3月31日まで |
| 総務部防災安全課長 | 伊東 正明 | |
| 市民生活部協働コミュニティ課長 | 栗原 洋 | |
| 市民生活部文化と人権課長 | 宮本 学 | |
| ◎市民生活部スポーツ振興課長 | 上田 晴世 | 平成28年3月31日まで |
| 福祉保健部健康推進課長 | 有賀 真由美 | |
| 子ども家庭部子ども若者計画課長 | 柳 功一 | 平成28年3月31日まで |
| 環境部環境計画課長 | 池田 順彦 | |
| 都市建設部まちづくり推進課長 | 加藤 政幸 | |
| 都市建設部緑と建築課長 | 池田 昇 | |
| 都市開発部国分寺駅周辺整備課長 | 岡沢 法彦 | |
| 教育部社会教育課長 | 小山 則夫 | 平成28年3月31日まで |
| 教育部ふるさと文化財課長 | 島崎 進一 | 平成28年3月31日まで |
| 教育部公民館課長 | 山崎 明子 | |
| ○政策部市政戦略室長 | 島崎 進一 | 平成28年4月1日から |
| 政策部政策経営課長 | 藤原 大 | 平成28年4月1日から |
| ◎市民生活部スポーツ振興課長 | 千葉 昌恵 | 平成28年4月1日から |
| 子ども家庭部子ども若者計画課長 | 新井 宏伸 | 平成28年4月1日から |
| 教育部社会教育課長 | 上田 晴世 | 平成28年4月1日から |
| 教育部ふるさと文化財課長 | 高杉 強 | 平成28年4月1日から |

※◎…委員長 ○…副委員長

2. 国分寺市文化振興市民会議

国分寺市文化振興市民会議設置要綱

平成16年8月4日

要綱第15号

最近改正 平成28年1月15日

(設置)

第1条 国分寺市文化振興条例(平成19年条例第32号)第7条(文化振興計画)の規定により策定した国分寺市文化振興計画(以下「文化振興計画」という。)を市民参画により推進するとともに、文化振興に関する施策について市民の意見を聴取するため、国分寺市文化振興市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化振興計画に定められた市民版行動計画の推進に関すること。
- (2) 文化振興計画の進行状況を確認し、必要があると認めるときは、これを市長に報告すること。
- (3) その他文化振興計画について必要な調査・検討を行い、必要があると認めるときは、これを市長に報告すること。
- (4) 文化振興に係る施策を企画・立案し、その実施に向けた取組みに関すること。

2 市民会議は、前項に規定する所掌事項のほか、文化振興に係る施策に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 市民会議は、公募による市民又は関係団体から推薦を受けた者30人以内をもって組織する。

2 市民会議を組織する者の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中から新たに加わった者については、その残存期間とする。

(報酬)

第4条 市民会議を組織する者の報酬は、無償とする。

(運営)

第5条 市民会議に議長及び副議長を置き、市民会議を組織する者の互選によりこれを定める。

2 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長の任期は、5年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 市民会議は、議長が召集し、議長は、会議の議長となる。

2 議長は、市民会議を組織する者の発言又は行動が、会議の運営を著しく阻害すると認めるとき、又はその恐れがあると認めるときは、その発言を中止させ、又はその者の退席を命じることができる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係する市の事業等を所掌する課の職員を市民会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民生活部文化と人権課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市民会議を組織していた者は、第3条の規定にかかわらず、市民会議を組織するものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

国分寺市文化振興市民会議員名簿

| 氏名 | 公募・団体推薦 | 備考 |
|--------|---------|---------------|
| 鈴木 雅子 | 公募 | 平成26年11月28日から |
| 久保田 友子 | 公募 | 平成26年11月28日から |
| 内田 博司 | 公募 | 平成26年11月28日から |
| ◎市瀬 寿子 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| ○木村 智行 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 乙津 奨山 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 穴戸 幸司 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 伊勢 修喜 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 伊庭野 肇 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 庄司 由美子 | 推薦 | 平成26年11月28日から |
| 熊谷 晃 | 推薦 | 平成26年11月28日から |

※◎…議長 ○…副議長

3. 協議経過等

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定等検討委員会

| 回 | 開催日 | 議題 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成28年3月1日(火) | 1. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の策定体制及びスケジュールについて 2. 文化振興に関する市民意識・実態調査の内容について |
| 第2回 | 平成28年3月31日(木) | 1. 文化振興に関する市民意識・実態調査の内容について |
| 第3回 | 平成28年6月22日(水) | 1. 文化振興に関する市民意識・実態調査について 2. 国・東京都の政策動向について 3. 文化振興計画施策事業の総括について 4. 市民ワークショップの開催について |
| 第4回 | 平成28年8月9日(火) | 1. 現行計画の総括について 2. 文化政策における重要施策及び施策の評価手法等について(東京大学大学院人文社会系研究科・小林真理教授による講義) 3. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の体系・施策等について |
| 第5回 | 平成28年8月30日(火) | 1. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の体系について 2. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の施策・事業について |
| 第6回 | 平成28年10月25日(火) | 1. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の施策及び事業について 2. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画素案について |
| 第7回 | 平成28年11月1日(火) | (仮称)第2次国分寺市文化振興計画(案)について |
| 第8回 | 平成29年2月10日(金) | 1. パブリックコメントの結果及び市の考え方について 2. 第2次国分寺市文化振興計画最終案について 3. 計画の推進体制(庁内)について 4. 計画の進捗管理について |

※第4回検討委員会は、有識者1名(東京大学大学院人文社会系研究科・小林真理教授)に意見を伺った。

※第6回・第7回検討委員会は、有識者2名(東京大学大学院人文社会系研究科・小林真理教授、武蔵野美術大学造形学部視覚伝達デザイン学科・齋藤啓子教授)に意見を伺った。

国分寺市文化振興市民会議

| 回 | 開催日 | 議題 |
|--------|----------------|--|
| 平成27年度 | | |
| 第6回 | 平成28年2月19日(金) | 文化振興に関する市民意識・実態調査の内容について |
| 第7回 | 平成28年3月29日(火) | 文化振興に関する市民意識・実態調査の内容について |
| 平成28年度 | | |
| 第1回 | 平成28年5月25日(水) | 1. 文化振興に関する市民意識・実態調査について 2. 国・東京都の政策動向について 3. 市民ワークショップの開催について 4. 文化振興計画施策事業の総括について |
| 第2回 | 平成28年7月29日(金) | 1. 文化振興に関する市民意識・実態調査集計結果報告 2. 市民ワークショップ結果報告 3. 関係団体ヒアリング結果報告 4. 現行計画総括の進捗状況 |
| 第3回 | 平成28年8月26日(金) | 1. 現行計画総括について 2. (仮称)第2次国分寺市文化振興計画について |
| 第4回 | 平成28年10月7日(金) | (仮称)第2次国分寺市文化振興計画の施策及び事業 |
| 第5回 | 平成28年10月27日(木) | (仮称)第2次国分寺市文化振興計画素案について |
| 第6回 | 平成29年2月24日(金) | 第2次国分寺市文化振興計画(案)パブリックコメントの結果について |

※同会議は毎年定期的に行われている。平成27年度は、本計画策定に関する議題を協議した回のみ記載している。平成28年度は、本計画策定に関する議題のみを記載している。

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定に係るヒアリング

- 目的 国分寺市で文化活動を主体的に行っている市民や団体を中心として、活動主体の目線、第三者の目線から国分寺市の文化振興の充実度・これまでの成果・課題等について把握する。
- 実施日 平成28年6月30日(木)
- 会場 国分寺市いずみホール
- 対象 いずみホール運営委員会委員(6名)
国分寺市文化団体連絡協議会(4団体, 4名)

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画策定に関するワークショップ

- 目的 条例に位置付けられる4つのテーマ(歴史文化, 芸術文化, 環境文化, 社会文化)において市民が思う国分寺市の魅力について把握する。
- 実施日等 第1回 平成28年6月25日(土) 10時~12時 於 本多公民館 参加者2名
第2回 平成28年6月30日(木) 19時~21時 於 いずみホール 参加者8名

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画 市民説明会

- 実施日等 平成28年12月20日(火) 18時30分~19時30分 於 本多公民館 参加者3名

(仮称)第2次国分寺市文化振興計画 パブリックコメント

- 実施期間 平成28年12月20日(火)~平成29年1月18日(水)

4. 意識・実態調査概要

(1)調査概要

- 名称 文化振興に関する市民意識・実態調査
- 調査目的 仮称)第2次国分寺市文化振興計画の策定にあたり,市民の文化活動の状況や意向を把握し,施策・事業の検討のための基礎資料を得る。
- 調査対象 国分寺市在住の18歳以上の男女計3,000人
(住民基本台帳より層化無作為抽出)
- 調査期間 平成28年5月25日～平成28年6月10日
- 調査方法 郵送配布, 郵送回収
- 回収率 47.0%(回収数1,410件)

(2)設問一覧

| no | 分類 | 設問 |
|------|---|---|
| F1 | 基本属性 | あなたの性別をおうかがいします。(○は1つ) |
| F2 | | あなたの年齢をおうかがいします。(○は1つ) |
| F3 | | 現在の職業は, 次のどれにあたりますか。(○は1つ) |
| F4 | | あなたが現在同居している方はいますか。(あてはまるものすべてに○) |
| F5 | | あなたはどちらの地域にお住まいですか。(○は1つ) |
| F6 | | あなたは国分寺に住んで何年になりますか。(○は1つ) |
| 問1 | 文化芸術活動について | あなたは, 鑑賞や読書も含め昨年1年間にどのくらいの頻度で文化芸術活動をしましたか。(○は1つ) |
| 問1-1 | | あなたは, 鑑賞や読書も含めどのくらいの頻度で文化芸術活動をしたかと思っていますか。(○は1つ) |
| 問2 | | あなたは最近, 鑑賞や読書も含めどんな文化芸術活動をしていますか。(あてはまるものすべてに○) |
| 問3 | | あなたは, どのような形で文化芸術活動をしていますか。(あてはまるものすべてに○) |
| 問4 | | あなたは, 下の時間帯のうち, 鑑賞や読書も含め文化芸術活動をいつ行っていますか。(あてはまるものすべてに○) |
| 問5 | | あなたは, 鑑賞や読書も含め文化芸術活動をするために主にどのような手段で情報を得ていますか。(○は3つ以内) |
| 問6 | | あなたは, 鑑賞や読書も含め文化芸術活動をするためにどのような情報が欲しいですか。(あてはまるものすべてに○) |
| 問7 | | あなたが, 鑑賞や読書も含め文化芸術活動をするためにどのような場所が必要ですか。(○は3つ以内) |
| 問8 | <問1-1で「したいと思わない」・問2で「していない」を選択した人のみ> あなたが, 鑑賞や読書も含め文化芸術活動をしたくない理由, あるいはしていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) | |

| no | 分類 | 設問 | |
|-------|---|--|---|
| 問9 | 国分寺の歴史や文化活動について | 次の市内の文化財のうちあなたが知っているものに○をしてください。(あてはまるものすべてに○) | |
| 問10 | | 次の市内で行われる5つの文化行事のうち、知っているものに○をしてください。また、昨年中にあなたが実際に行ったものにも○をしてください。(○は1つずつ) | |
| 問11 | | あなたの住んでいる地域で行われている文化活動で継承していきたいものはありますか。(○は1つ) | |
| 問12 | いずみホールの利用状況などについて | 西国分寺駅南口に「国分寺市立いずみホール」がありますが、文化芸術活動を目的として、最近1年間のうちに利用しましたか。(○は2つ以内) | |
| 問13 | | あなたが、今までにいずみホールでご覧になられたまたは参加された下記の催しで良かったと思うジャンルに○をしてください。(○は3つ以内) | |
| 問14 | | 文化芸術活動(催しの鑑賞も含む)を目的として、最近1年間のうちに利用した「いずみホール」以外の市内の施設をすべて選んでください。(あてはまるものすべてに○) | |
| 問15 | | 〈問12で「催しを鑑賞した」「自分の活動(練習・公演等)に利用した」を選択した人のみ〉 あなたは、どれぐらいの頻度でいずみホールを利用していますか。(○は1つずつ) | |
| 問16 | | 〈問12で「利用しなかった」を選択した人のみ〉 利用しなかった理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○) | |
| 問16-1 | | 〈問16で「市外の施設を利用しているから」を選択した人のみ〉 文化芸術活動(催しの鑑賞を含む)を目的として、最近1年間のうちに利用した施設の所在する地域ごとに施設の名称をご記入ください。 | |
| 問17 | | 市の政策や取り組みについて | 市は、国分寺市文化振興条例で定める下表の4つのまちの実現を目指して様々な文化振興施策・事業を行っています。今現在あなたは、市が目指すまちの姿になっていると感じていますか。それぞれについて、あてはまる番号に○をしてください。(○は1つずつ) |
| 問18 | | | 文化を振興していくための市の施策として、どのようなことが重要だと思いますか。(○は3つ以内) |
| 問19 | 子どもの文化体験について、何が重要だと思いますか。(○は3つ以内) | | |
| 問20 | あなたが現在している文化芸術活動について、市民が主体的に取り組む場合、行政にどのような役割を期待しますか。企画内容、企画分野、運営主体、運営方法、施設、人材、財政的な支援等について自由にご記入ください。 | | |
| 問21 | 文化政策全般についてご意見を自由にご記入ください。 | | |

5. 関係法令等

- 国分寺市文化振興条例
- 文化芸術振興基本法
- 劇場, 音楽堂等の活性化に関する法律
- 文化財保護法

第2次国分寺市文化振興計画

発行日 平成29年3月
発行 国分寺市
編集 市民生活部 文化と人権課
〒185-0034
東京都国分寺市光町一丁目46番地8
電話 042-573- 4378(直通)

この冊子は再生紙を利用しています。

